

6次申請第1回補正に対するコメントの対応状況

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|--|---|
| 2701 | 1211-臨界1 ・【2672 (1204-臨界7) の更間】 P198仕様表 遠心分離機 (洗浄用) について、[4.1-設7] (全濃度での評価) が該当しない旨の回答があったが、以下の点についてどのように整理しているのか説明すること ○仕様表の中では、取り扱う核燃料物質としてADUが挙げられており、面談の回答の中でもADUを扱う部分は全濃度での評価を行う旨説明がなされている。しかし、面談の回答の結論として[4.1-設7] (全濃度での評価) が該当しないと結論付けている点について、矛盾はないのか。 ○面談の回答で「分離後の清澄液側の部分についてはウラン濃度が十分に低いため～評価はしておりません」とあるが、遠心分離機 (洗浄用) には分離前の部分が含まれるのではないかと、つまり「分離前の清澄液側でないウラン濃度が十分に低くない部分」というものは遠心分離機 (洗浄用) に存在しないのか。 | 遠心分離機内では固液分離され、ADUが濃い固形物部分と、ADUが分離されたあとの廃液 (清澄液) 部分が存在します。ADUの固形物部分は溶液ではないものの、全濃度を考慮しているのに対し、ADUが分離されたあとの清澄液部分はウラン濃度は低く、全濃度で評価することには及ばないため、[4.1-設7]は該当しません。 また、清澄液部分のウラン濃度は、保守側に当該機器への供給液のウラン濃度を包絡する濃度(180gU/L)に設定しています。したがって、分離前の供給液についても、計算モデルの中で考慮されたものとなっています。 上記の内容を補正申請書に反映させていただきます。 |
| 2702 | 1211-地震 (廃) 1 11月13日面談コメント回答に対する再確認事項 No.2582 (1113-23) 液体廃棄設備 (760) 集水槽 事業許可からの耐震重要度分類の変更理由として集水槽を対象に第1類から第3類への変更を行うとしているが、図ト設-液17では集水槽は集水ピット(760) (加工棟成型工場1階) の本体部分で集水槽と集水ピットは一体の設備となっている。この場合、ピット部分は許可と同様に建物の一部と考えられるが耐震重要度の考え方、今回の変更理由について再度説明のこと。 | 当該集水槽は、廃水を取り扱うため耐震重要度分類3類の設備と考えましたが、建物の一部であるピット内に設置する金属製の容器を集水槽とし、耐震重要度分類1類で申請します。建物の一部の窪み部分と容器である集水槽をまとめて、[760]集水ピットとして申請します。 |
| 2703 | 1211-火災 (廃) 1 気塵 (1) ・p1608, 1609排ガス分解装置の仕様表。安全燃焼インターロックに係る設計が火災、警報に記載されていない。 | 高性能エアフィルタ通過後の気体を取り扱う排ガス分解装置に設置している安全燃焼インターロックであり、失火時にLPガスの供給を止めるもののため、放射性物質を含まないことから、その他事業許可で求める性能の欄に記載しておりますが、ご指摘を踏まえ表ト設-気23の「火災等による損傷の防止」、「警報設備等」にも新たに設計番号を追加し、適合説明書も修正いたします。 |
| 2704 | 1211-外部 (廃) 1 気塵 (6) ・仕様表 (表ト設-気77, 1,736頁) 気体廃棄設備 (6) の給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)、排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) は[99-設3]電巻F3に耐えるよう固定する設計が記載されていない。(1738頁、1740頁も同様) | 気体廃棄設備 (6) の給排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟) はF3電巻に耐える建物であるシリンダ洗浄棟内に設置されており、落下防止の対象外のため、[99-設3]電巻F3に耐えるよう固定する設計を記載しておりません。 また、給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所) は第2廃棄物処理所の独立した非管理区域に設置されており、落下防止対象とはしていないため、[99-設3]電巻F3に耐えるよう固定する設計を記載しておりません。 |
| 2705 | 211-非常電源 (廃) 気塵 (5) ・非常電源に接続する必要がある排気ファン (説明書4, 670頁) の選び方、考え方が記載されていないので、説明すること。 | 非常電源に接続する排気ファンは、停電時のウランの閉じ込めを考慮し、基本的に局所排気系統の排気ファンを選定しております。選定に当たっては工場内の負圧維持するために必要な容量となるようにしております。 但し、第2核燃料倉庫は局所排気系統を持たないため室内排気系統 (40E) を非常電源に繋いでおります。20RVについては室内排気ファンですが、従来より非常電源に接続しており、その設計を踏襲しています。 |
| 2706 | 211-非常電源 (廃) 気塵 (5) ・仕様表 (1,709頁) 排気ファンの非常電源の項に「表ト設-気1参照」と追加されたが、これは何を言おうとしているのか。 | 非常電源に接続するファンは図ト設-気1の表に記載しており、その表を参照するように呼び出しております。なお、記載については適正化 (表ト設-気1⇒図ト設-気1) をさせていただきます。 |
| 2707 | 1211-警報 (廃) 1 ・[10.1-設58]仕様表P1554気体廃棄設備 (1) 排気ファン (2) について、負圧警報装置系統図がP3664図ト制-気1に記載されているが、負圧異常の確認対象負圧確認箇所 (室名、位置等) 及び構造が分かるように申請すること。(閉じ込めの添付説明書-6のP5538に図示している負圧確認箇所がわかるように、系統図でも記載すること。) | 拝承いたしました。負圧確認箇所が判るように図ト制-気8の記載を検討致します。 |
| 2708 | 1211-警報 (廃) 2 第4次設工認申請で、次回以降申請する気体廃棄設備で適合性を確認するとした設計については、今回の申請で適合確認しているか再確認し、漏れのないよう申請すること。分割申請する際の次回表、刈取り表の内容を良く確認し、仕様表を作成すること。(分割申請している設計について、全て確認し、次回面談で確認結果を説明すること。) | 拝承致しました。次回の面談で説明いたします。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|--|--|
| 2709 | 1211-警報 (廃) 3 ・上記の負圧警報装置は、屋外と設置警報確認箇所での負圧を確認しているのか。 | ご指摘の通り外気圧を基準とし、各確認箇所の負圧を確認しております。 |
| 2710 | 1211-警報 (廃) 4 ・負圧警報の設定値は、第4次設工認で認可を受けた外気に対する負圧(19.6P以上)で発報するよう設定すること。設定値については、仕様表又は図面等に記載すること。 | 拝承致しました。外気に対する負圧設定値記載を図ト制-気8に記載するよう検討致します。 |
| 2711 | 1211-閉込 (廃) 1 ・【2664(1204-溢水(廃)1)の更問】 P1612仕様表 気体廃棄設備(1)スクラバ(分析系統)は高性能エアフィルタの前に設置するスクラバだが、堰は不要か。また、スクラバには、除去性能(DF)やスクラバ内水位に制限値や下限値定められているのか説明すること。 | 気体廃棄設備(1)スクラバ(分析系統)は、分析作業により発生する酸性ガスを除去するための設備であり、ウラン溶液を取り扱う設備でないため、ウラン溶液閉じ込めのための堰は不要です。なお、当該設備からの溢水については、防護区画2(工場棟転換工場、除染室・分析室)の溢水量として考慮しており、当該区画の建物堰で閉じ込めることとなります。また、上述の通り当該スクラバはウラン閉じ込めのためのものでなく、酸性ガスを中和するものであり、スクラバ内水位下限値としては、循環水が確保されていることとなります。 |
| 2712 | 1211-閉込 (廃) 2 ・P3452 図ト系1-27(2/2)スクラバの図面について、流入するガスを「分析設備 不純物分析設備他」としているが、「他」とは何か説明すること。また、不純物分析設備で該当するのはICP質量分析装置、ICP発光分光分析設備だけでよいか。 | 「分析設備 不純物分析設備他」の「他」とは、5次申請書図ト配-3にて申請対象外の機器として示す「e 作業台(湿式ドラフト型(1))」が該当します。「他」は申請対象外の設備であることから、図ト系1-27(2/2)から当該の「他」は削除します。また、不純物分析設備で該当するのはICP質量分析装置、ICP発光分光分析設備だけです。 |
| 2713 | 1211-閉込 (廃) 3 気塵(1) ・p321溶解槽の仕様表。p3425図ト系1-10(4/5)では、溶解槽を局所排気系統に接続することが記載されているが、仕様表には「[10.1-設4]局所排気系統に接続する」が記載されていない。 | 溶解槽、溶解液受槽は局所排気設備に接続しますので、仕様表の記載を適正化します。 |
| 2714 | 1211-閉込 (廃) 4 気塵(1) ・p370イオン交換装置(吸着塔)の仕様表、p2685~2689図イ設-93(1/5)~(5/5)。仕様表に「[10.1-設4]局所排気系統に接続する」ことが記載されているが、局所排気系統への接続箇所が読み取れない。 | 図イ設-93(5/5)に記載のとおり、下部のフードボックスが排気に接続するという意図で、「[10.1-設4]局所排気系統に接続する」を仕様表に記載しています。吸着塔自体は排気接続はしていません。 |
| 2715 | 1211-閉込 (廃) 5 気塵(1) ・p407乾燥機(233)の仕様表。仕様表に「[10.1-設4]局所排気系統に接続する」が記載されているが、図ト系1~の局所排気系統図では、どこに繋がるのか読み取れない。 | p407乾燥機(233)はp409乾燥排気フィルタ(234)を介して局所排気系統に接続しております(p2408 図イ系-10(3/4)を参照ください)。図ト系の局所排気に接続する設備表は、直接局所排気に接続する設備を整理しており乾燥排気フィルタ(234)のみを記載しております。 |
| 2716 | 1211-閉込 (廃) 6 気塵(1) ・p1599水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)。p1601アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)。「[99-設7]排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用」、「[99-設8]排気中の硝酸(NOx含む)を除去」については、許可での整理を踏まえ、閉じ込めに係る安全機能として記載すること。 | 硝酸(NOx含む)の除去を目的としているため、放射性物質の除去には該当しないと考え、「その他事業許可で求める性能」に当該機能を整理してはありますが、事業許可での整理も反映し、気体廃棄物の排気経路の確保の観点から、「閉じ込め」にも設計番号を記載いたします。同様に、事業許可の安全機能一覧にて「閉じ込め」と整理している機能を、「その他事業許可で求める性能」に記載しているものについても、上記と同様の対応といたします。なお、排気ダクトの排気経路の確保については、事業許可の安全機能一覧で「閉じ込め」と整理しておりますが、仕様表では技術基準に基づく整理としておりますので現状通り、「廃棄施設」のみの整理とさせていただきます。 |
| 2717 | 1211-閉込 (廃) 7 気塵(1) ・p1599水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)。p1601アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)。「[10.1-設7]共有口が液面に接触しない構造」が、アルカリススクラバにしかない。工業用水を直接注水するのはアルカリススクラバで、水スクラバには、アルカリススクラバ経由で注水されるということか。 | アルカリススクラバには、恒設の工水の給水配管を接続しておりますが、水スクラバは給水時に、ホースで水を補給する運用としております。したがって、水スクラバには工業用水の接続はありませんので、「[10.1-設7]共有口が液面に接触しない構造」は記載していません。 |
| 2718 | 1211-閉込 (廃) 8 気塵(1) ・p3410~図ト系1~等。p3635~図ト制-気1~。{617}給排気ファン停止インターロックの検出端、作動端の考え方については、室内排気系統の排気ファンを検出端、当該検出端の上流の給気ファンを作動端とし、局所排気系統の排気ファンは対象とならないという整理でいいか。この場合、排気ファン30Eは、給気ファンの9Sの検出端になると考えられるが、インターロック系統図には記載が無いのはなぜか。 気塵(5) ・3.660頁図ト制-気6「給排気ファンの起動停止インターロック系統図」に排気ファンEF-A3が入っていない。不要として理由を説明すること。 | ・停止時に負圧への影響の大きい(排気能力の大きい)排気ファンを検出端としており、当該検出端の上流の給気ファンを作動端としております。ご指摘の30E系統は停止時に負圧への影響が小さい(排気能力の小さい)排気ファンなので、インターロックを不要としております。 ・通常運転時はEF-A1, A2を運転しており、EF-A3は非常時のみ作動する為、インターロック不要としております。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|--|--|
| 2719 | 1211-閉込 (廃) 9 気塵 (1) ・ p3422、3425、3426 図ト系1-10 (1/5) (4/5) (5/5)。系統図では、局所排気系統に繋がる設備が4箇所に分かれて書かれているが、その設備がどこに繋がるのか記載されていないので明確にすること。他の局所排気系統図と設備一覧も同様。 | 拝承いたしました。記載の仕方についてはその他の系統図を含め検討いたします。 |
| 2720 | 1211-閉込 (廃) 10 液塵 (1) ・ p3539 図ト系-液1 (1/2)。[714] ろ液受槽液位高インターロックの作動端が系統図に記載されていない。 | P2406 図イ系10 (1/4) に記載しています。廃液送液ポンプが作動端です。 |
| 2721 | 1211-閉込 (廃) 11 気塵 (5) ・ ダクトの耐腐食性について、過去の穴明き事象に対して、どのように対策をしたのか説明すること。 腐食の問題の有ったダクトについては蒸気配管の撤去で対策したとのことであるが、そもそも腐食性流体に対する材料選定の要求に対して、どのように材料選定しているか説明すること。 | 耐食性を求められるダクトの材質選定の方針についてはp5676に記載しております。 |
| 2722 | 1211-廃棄 (廃) 1 ・ 気塵系共通で、排気ファンの排気容量 (能力) が許可 (172頁) に記載の処理能力を満足していることが分かるよう、個々の排気風量を仕様表 (1,708頁) 「その他の性能」等に記載を検討方。 | 拝承致しました。 記載を検討致します。 |
| 2723 | 1211-廃棄 (廃) 2 気塵 (1) ・ p1583 [615] 排気ダクト・ダンパ (～高性能エアフィルタ)。 p1597 [629] 排気ダクト・ダンパ (～高性能エアフィルタ)。 「[20.1-設8] 非管理区域を通る部分のルート変更」が、[615] にはあって、[629] にはない。[629] は元々、非管理区域を通過していないか確認 | [629] の排気ダクトは1階のダクトとしており、2階以降の排気ダクトを [615] としております。もともと [615] が見学者通路 (非管理区域) を通っていたためのルート変更であり、[615] にのみ「[20.1-設8] 非管理区域を通る部分のルート変更」を記載しております。 |
| 2724 | 1211-廃棄 (廃) 3 気塵 (1) ・ P3451 に記載の分析室・分光分析室系統 ([615]、[629]) は、屋外を通る系統を改造しているが、上記のコメント同様に、「[20.1-設8] 非管理区域を通る部分のルート変更」が該当しないのか (確認) | 元々屋外を通過していたダクトは高性能エアフィルタ通過後のダクト [616] であり、[615] [629] のダクトの設計には該当いたしません。 |
| 2725 | 1211-廃棄 (廃) 4 気塵 (1) ・ p3416 図ト系1-7、p3458 図ト系1-32等。[615] 排気ダクト・ダンパ (～高性能エアフィルタ) と [629] 排気ダクト・ダンパ (～高性能エアフィルタ)、[614] 給気ダクト・ダンパと [628] 給気ダクト・ダンパの取合点を記載すること。 | ダクト同士の取合点については、安全機能番号を示す矢印を安全機能が切り替わる部屋境界 (取合点) の前後に示しておりますが、より明確になるよう記載を検討いたします。 |
| 2726 | 1211-廃棄 (廃) 5 気塵 (1) ・ p3424 図ト系1-10 (3/5)、p2405 図イ系-9 (3/3)。p2405 図イ系-9 (3/3) にあるフィルタ、排ガスフィルタ、プロアとは、[198] 仮焼炉の構成機器か。仕様表から読み取れない。 ・ P3424 図ト系1-10 (3/5) (気体排気設備 (1) 転換加工室局所排気系統 (3)) において、装置 (図イ系-9 (3/3)) を追加しているが、図イ系-9 (3/3) (P2405) のどの装置を意味するのか。破線の意味は。又、仮焼炉 (図イ設-91, P2680) の排気ラインと局所排気系統 (3) (図ト系1-10) の整合性について確認のこと。 排ガス冷却装置に接続する配管を耐震分類1に変更した理由を説明するとともに、機器と接続配管とで耐震分類が異なる場合の設計方針を設計方針書で記載すること。 | フィルタ、排ガスフィルタ、プロアは、仮焼炉の構成機器として、仕様表上は、排気配管系統 (プロア含む) に含むとして整理し、系統図・機器図において仮焼炉の構成機器として申請範囲に含めています。 また、装置 (図イ系-9 (3/3) 参照) とは、図イ系-9 (3/3) 及び図イ設-91 で示している、フィルタ、排ガスフィルタ、プロアのことです。図イ系-9 (3/3) では、排ガス冷却装置と、コンデンサをまとめて、排ガス冷却装置という記載のみとなっておりますので系統構成のつながりがわかりにくくなっていると思慮します。従いまして、図イ系-9 (3/3) 及び図イ設-91 に、排ガス冷却装置及びコンデンサを明確に記載し、系統構成及び資料間のつながりが読み取りやすくなるように適正化します。 なお、図ト系1-10 (3/5) 中の破線の意図は、化学処理施設としての申請設備であり、廃棄施設ではないことを意図して記載したものです。この意図がわかるよう、凡例を追加させていただきます。 耐震分類の修正理由は、初回申請で化学処理側と廃棄施設側で同一のものを別々の耐震分類としていたので、記載を適正化したものです。耐震分類の異なる設備と配管の接続方針については、設計方針書で読み取れるように適切に修正します。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|---|---|
| 2727 | 1211-廃棄(廃)6 気塵(1) ・p3424図ト系1-10(3/5)。コンデンサの冷却水出口が廃液貯槽に繋がっていない。冷却水が核燃料物質等に汚染していないのであれば、そのことが分かるように記載(図示)し、冷却水の排水系統を説明すること。 | コンデンサは熱交換器と同じで、冷却水は直接核燃料物質等(仮焼炉排気ガス)と接触することはありません。その意図で、申請対象外として系統構成を図ト系に記載しています。ご指摘の通り、冷却水は直接核燃料物質等(仮焼炉排気ガス)と接触しないことを図ト系1-10(3/5)に記載することを検討いたします。 |
| 2728 | 1211-廃棄(廃)7 気塵(1) ・p3591図ト設-気5(1/2)、3593図ト設-気6。水の出入口も明記すること。 | 拝承致しました。記載を検討致します。 |
| 2729 | 1211-廃棄(廃)8 気塵(5) ・焼却設備系統図(図ト系-固1 3,543頁)では、発生する液体廃棄物はどのように処理するのか説明すること。次回以降の申請であれば、その旨を明記すること。 ・系統図(図ト系5-2)3,527頁の設備からの局所排気を示す装置/図ト系5-2(2/2→3/3)の誤記と思われる。確認してください。 | ・焼却設備では、焼却炉本体の冷却水で工業用水を使用していますが、ウランとの接触はなく対象外としています。焼却設備系統図(図ト系-固1 3,543頁)中、フラッシュチャンバーで使用する工業用水は、次回申請対象部分として修正しました。あわせて申請対象外部分について記載を適正化させていただいております。 ・拝承しました。図ト系5-2(2/2)を修正いたします。 |
| 2730 | 1211-地盤(建)1 附属建物容器管理棟独立遮蔽壁 ・附属建物容器管理棟メンテナンス室は安全機能を有する施設ではないため、波及的影響について考慮する必要があるのではないか。 ・地盤改良の深さに約を付ける必要があるのではないか。 屋外遮蔽壁全般 ・ポーリング柱状図を添付し、建物・構築物の支持層を明記すること。 | 独立遮蔽壁は鉄筋コンクリート造の強固な構築物であり、鉄骨造のメンテナンス室が損傷しても波及的影響を受けないことを追記します。 拝承しました。 拝承しました。 |
| 2731 | 1211-地震(建)1 申請建物全般 ・伏図、軸組図に既設部の部材符号が記載されていないが、既設部については過去のインプット情報を呼び出し、既認可から変更がないことを明記すること。 | 拝承しました。先行申請と同様に、既設部の部材符号を含めた伏図、軸組図を計算書に添付します。 |
| 2732 | 1211-地震(建)2 シリンダ洗浄棟 (P4708)シリンダ洗浄棟の耐震計算書で、地下階の地震力が記載されていない。 また、地下階の水平震度を用いるのであれば仕様書に記載すること。 添付説明書(基本方針書)の基本図面として、申請書本文の図面を引用する場合、主要構造部の構造・材料が分かるように記載すること。 | 拝承しました。地下部がある建物・構築物の仕様表、耐震計算書に、地下部の地震力を記載します。 既存部を含め主要構造部の部材符号を含めた伏図、軸組図、部材一覧を計算書に添付します。 |
| 2733 | 1211-地震(建)3 屋外遮蔽壁等 ・(P2282)壁及び基礎盤の配筋量については、縦筋・横筋、主力筋・配筋量がわかるように記載すること。また、配筋量が切り替わる場合は、どの位置から切り替わるのか明確に記載すること。 ・(P4743)地上部分と地下部分の水平震度は異なるが、(6.1-建5)の設計仕様(地上部の地震力についての記載しかないの、)地下部分について設計地震力を記載すること。 ・(P4743)地下部分の水平震度は杭基礎部の設計のみに用いているという理解でいいか。つまり直接基礎の独立遮蔽壁(2)~(5)には適用しないのか。 ・(P4771)防護フェンスの杭、基礎部の評価結果を記載すること。 | 拝承しました。先行申請と同様に、配筋を示す構造断面図を計算書に添付します。 拝承しました。地下部がある建物・構築物の仕様表、耐震計算書に、地下部の地震力を記載します。 直接基礎にも地下部分の水平震度を適用しておりますので、その旨を追記します。 地震時の評価結果は竜巻による飛来物の評価に包絡されますので、その旨を追記します。 |
| 2734 | 【コメント回答について】 反映案P56~58。複数の画を示すことによって、[10.1-設23]との対応がわかりにくくなっている。基準適合性として示す[10.1-設23]はバックアップフィルタを設置することであり、切替え運用の話は事業者の設計の都合で2系統の排気系に繋げることから補足的に説明するものである。ひとつの画で説明できるようなものではないか | コメント拝承しました。記載を再検討します。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|---|---|
| 2735 | 第20条 乾燥機 [72] 設備図面 (P2537) と系統図 (図面P2393) で排気配管の本数が相違している。一方、ポリューマ [92] では複数の配管がそれぞれ系統図 (図面P2395) にも記載している。記載ルールを統一すること。 | 系統図は、主要な配管系統構成を示すものです。ご指摘いただいた、ポリューマについては、系統図としての記載程度としては整合がとれていませんでした。乾燥機の排気は、系統図上は1本とし、ポリューマの窒素配管は、1本とするよう、記載を見直します。 |
| 2736 | 第20条 ADU受けホッパ [84] (図面P2548)、ADUバグフィルタ [85] から入気が記載されているが、系統図には記載がない、この記載の意図を説明するとともに、申請書上で示すべき経路であるのか整理すること。 | ADU受けホッパ [84] (図面P2548)、ADUバグフィルタ [85] は、ポリューマで大部分のウランが回収され、排気がADUバグフィルタに移行するという使用方法です。ADUバグフィルタでは、排気中のウランがフィルタでろ過されますが、ろ過されたウランが落下し、再びADU受けホッパに落ちるという意図で、ウランの流れを記載していました。ただし、ご指摘の通り、双方向矢印としてしまうとウランの流れがかえってわかりにくくなると思料しますので、ADUバグフィルタ→ADU受けホッパの矢印は削除することとします。 |
| 2737 | 第20条 ロータリーキルン [94] 燃焼チャンバ (図面P2580)、系統図では、気体排気設備へ接続する系統と、スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) [626] へ接続する2系統が示されているが、P2580の機器図では1系統しか記載されていない。(P2583には記載あり) | 燃焼チャンバ排気は、気体排気設備へ接続する系統と、スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) [626] へ接続する2系統が正ですので、P2580の図の記載を適正化させていただきます。 |
| 2738 | 第20条 系統図P2396、燃焼チャンバの先 「図イ系-5(2/4)」は、「図イ系-5(2/2)」の誤記ではないか | ご指摘いただいたとおり、「図イ系-5(2/2)」が正ですので、記載を適正化させていただきます。 |
| 2739 | 第20条 ADUバグフィルタ [85] について、系統図P2394において、気体廃棄設備 (1)へ接続するとしているが、排気の図面 (P3419、P3421) によるとスクラバ [626] を経由しているため、系統図の記載を適正化すべきでないか。 | ご指摘いただいたとおり、ADUバグフィルタ [85] の排気はスクラバ [626] を経由しておりますので、それが明確となるように記載を適正化させていただきます。 |
| 2740 | 2643の追加 なぜ、表面の材料のみの記載でよいのか、考え方を説明すること。 | 熱交換器は、不浸透黒鉛のまわりを金属で囲んでいるものです。したがって、転換工場内部で火災が発生した場合、火災源からみて防護対象表面は、金属ですので、今回、表現を、「熱交換器 (表面) には不燃性材料を用いる」に見直しました。 |
| 2741 | 2644の追加 貯槽に対する火災熱影響評価の考え方について説明すること。 | 火災の添付説明書に貯槽に対する火災熱影響評価の考え方を追記します。 |
| 2742 | 2672の追加 回答、「なお、遠心分離機をクリーンアップする際に硝酸を使用するため、遠心分離機よりウランを抜き出した後の機器に付着する少量のウランを溶解する際に硝酸ウラニルが発生しますが、十分低濃度でのウラン取り扱いであり、評価条件を満足します。」について、申請書に反映すること。 | コメントNo. 2701で回答させていただいた通り、臨界の添付説明書に反映します。 |
| 2743 | 2647の追加 材料一覧の主要な構造材には耐震評価部材を記載しているというルールは理解するが、火災防護のために、主要な構成材は、難燃性・不燃性を使用するという要求をどのように満足しているかを説明すること。 | ご指摘踏まえ、火災の説明書の方針が読み取れるように、材料一覧に当該材料が記載されていない場合は、仕様表の火災の条項の部分に使用している材料を明記します。また、一部に可燃性の材料が用いられている場合は、材料一覧に火災の発生源にならないことを注記させていただきます。 |
| 2744 | 2661の追加コメント 火災の発生防止の観点から電気火災を考えないのはなぜか？ | 原料貯蔵所には溢水源となる配管、タンク等がないため、防護対象設備とはしておりません。(12/7: 2661で回答済み) なお、シリンダ貯蔵ピットに収納しているUF6シリンダは、臨界解析の結果、水没しても未臨界となる評価結果 (次回以降申請) です。上記については添付説明書に追記します。(12/7: 2661で回答済み) また、原料貯蔵所には溢水源がないため、溢水、没水による電気火災のリスクはありません。なお、一般的な火災の観点から、電気設備技術基準第十四条に基づき、「火災等による損傷の防止」のために [11.3-建8]に記載の通り、配線用遮断器を設置しております。 |